

運委参第 642 号  
平成 23 年 3 月 25 日

有限会社安栄観光  
代表取締役社長 殿

運輸安全委員会  
委員長 後藤 昇弘

### 旅客船第九十八あんえい号旅客負傷事故に係る勧告について

本事故は、第九十八あんえい号が、基準経路から外れて西表島北東方沖のリーフ沿いに波高約 1.5 m～2 m の東北東からの連続した波を左舷船首から受けて東南東進中、船長が左舷船首方から接近する大波の接近に直前まで気付かずに原速力で航行していたため、船首がその大波の波頂に乗って波間に落下し、前部客室の旅客 2 人が、座席から身体が浮いて離れた後、座席に自由落下した衝撃で腰椎を圧迫骨折したことにより発生したものと考えられる。

本事故において、貴社が、安全管理規程に基づき、乗組員に対し、貴社の運航基準等について、適切な安全教育を行っていなかったことは、本事故の発生に関与したものと考えられる。

このことから、当委員会は、本事故調査の結果に鑑み、旅客の安全を確保するため、貴社に対して、運輸安全委員会設置法第 27 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり勧告する。

なお、この勧告に基づき講じた措置について、同法同条第 2 項の規定に基づき、文書をもって報告されたい。

### 記

#### 1 安全管理規程等に係る安全教育について

貴社は、貴社の運航基準等について、乗組員に対し、荒天時の安全運航方策等の

内容を踏まえた適切な安全教育を継続的に行い、これらを乗組員に遵守させること。

2 運航する旅客船の実情に応じた荒天時安全運航マニュアルの作成及び遵守について

貴社は、安全管理規程を確実に実施するため、運航する旅客船の大きさ、客室の状況などを考慮して、経路、速力、シートベルトの着用、船体の動揺の少ない客室への誘導など、荒天時の安全対策について検討し、荒天時安全運航マニュアルとしてとりまとめ、同マニュアルを乗組員に教育し、確実に遵守させること。